

第2章 景観計画区域と景観形成の考え方

1. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

成田市の良い景観を保全・育成・創出していくため、**景観法に基づく景観計画の区域(景観計画区域)**は、**成田市全域**とします。

2. 景観形成の考え方

(1) 景観とは

「景観」は、「見ること」そのものであり、ある場所からある対象を見ることによって、その人の目に映った景色の特性といえます。

地域の特徴ある景観は、地勢・植生などの自然環境、生活環境や生産環境と建築物や工作物などの要素が複合的に構成されることで生まれます。



広がりのある田園(中郷地区)



斜面林を背景とする集落と田園(下総地区)



おもてなしとにぎわいの表情(成田山新勝寺表参道)



季節を感じる街路樹と幹線道路(成田ニュータウン)



印旛沼を望む広場(外小代公園)



歴史的街並み(成田山新勝寺表参道)

(2) 良好な景観の形成の基本的な方向

良好な景観は、視対象（見たいものや見せたいもの）が、見やすいことです。また、良好な視点となる場所を見つけ、確保し、守り、育てることが重要です。

そのうえで、視点と視対象の間の空間について、見やすさへの配慮を行うこと、また、地域の特性に配慮した色彩を誘導することが大切です。

景観計画では、以下の考え方を基本に、良好な景観の形成に努めるものとします。

基本的な方向

- 良好な景観が得られる視点の確保と掘り起こしに努める。
- 良好な景観が確保できる場合は、視点の場を快適な空間として整備するよう努める。
- 視点と視対象の間の空間について、景観を阻害しないように配慮する。
- 良好な景観について、市民などへの周知やPRに努め、景観づくりを推進していく。

